

元 会 監 第 254 号

令 和 元 年 12 月 26 日

会 津 若 松 市 長 室 井 照 平 様

会 津 若 松 市 監 査 委 員 渡 部 啓 二

会 津 若 松 市 監 査 委 員 目 黒 章 三 郎

定 期 監 査 (中 期) の 結 果 に つ い て (報 告)

下 記 の と お り 会 津 若 松 市 監 査 基 準 に 準 拠 し て 定 期 監 査 (中 期) を 行 っ た の で 、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 9 項 の 規 定 に よ り そ の 結 果 を 報 告 し ま す 。

記

1 監 査 の 種 類

地 方 自 治 法 第 199 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 定 期 監 査

2 監 査 対 象 所 属

- (1) 市 民 部 (湊 市 民 セ ン タ ー 、 大 戸 市 民 セ ン タ ー 、 北 市 民 セ ン タ ー 、 南 市 民 セ ン タ ー 、 一 箕 市 民 セ ン タ ー 及 び 東 市 民 セ ン タ ー)
- (2) 健 康 福 祉 部 (地 域 福 祉 課 、 障 が い 者 支 援 課 、 高 齢 福 祉 課 、 こ ど も 家 庭 課 、 こ ど も 保 育 課 、 国 保 年 金 課 及 び 健 康 増 進 課)
- (3) 教 育 委 員 会 (教 育 総 務 課 、 教 育 総 務 課 あ い づ っ こ 育 成 推 進 室 、 学 校 教 育 課 、 文 化 課 、 ス ポ ー ツ 推 進 課 、 生 涯 学 習 総 合 セ ン タ ー 、 北 公 民 館 、 南 公 民 館 、 大 戸 公 民 館 、 一 箕 公 民 館 、 東 公 民 館 、 湊 公 民 館 、 北 会 津 公 民 館 、 河 東 公 民 館 、 北 会 津 地 区 学 校 給 食 セ ン タ ー 、 河 東 地 区 学 校 給 食 セ ン タ ー 及 び 会 津 若 松 学 校 給 食 セ ン タ ー)

一)

- (4) 会計課
- (5) 水道部（総務課及び施設課）
- (6) 議会事務局
- (7) 農業委員会事務局
- (8) 監査事務局

3 監査対象期間

平成30年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 庶務経理事務
- (4) 上記(1)に関する工事
- (5) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員に

よる対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和元年8月16日から令和元年10月31日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和元年11月1日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○老朽管更新事業配水管路測量設計（その2）業務委託における既設水道管の破損事故について（水道部施設課）

水道施設は市民生活にとって重要なライフラインであり、水道使用者に安全で安心な水を供給するための一環として、老朽管更新事業（第2次計画）を行っている。

今回の事項については、この老朽管布設替工事を行うための測量設計業務を受託した業者が、当該業務のうち地質調査（機械ボーリング）を再委託した業者に施工させたところ、既設水道管を破損したものである。

ボーリングを行う位置は、市の監督員と受託業者が事前に道路横断状に幅 1.5 m、深さ 1.5 m の試掘調査を行い、水道管を含む他の埋設管の種類、口径、位置、深さ等を把握し決定していたが、受託業者は再委託業者に現場においての位置確認をしないまま、試掘したデータを机上のみで説明し、再委託業者はデータ上の水道管とガスパ管を読み違い、決定していた位置とは異なる位置をボーリングしたものである。

これは、再委託業者がボーリングをする際に、受託業者が現場に立会っておらず、また、再委託業者も受託業者へボーリング位置を確認しなかったことに加え、現場において監督員が受託業者にその位置をピン等で明確に示さなかったことなどに起因していると思料する。

今回の事故発生直後に所管課においては、管路末端での排水作業、仕切弁の開閉、破損管の修理を短時間で行い、その間に給水車による応急給水を行うなど適切な対応がとられたこと、また、事故発生時は水道使用の少ない時間帯であったことから水道使用者への影響は最小限に抑えられていたものである。

今後の改善策として所管課では、業務着手時には監督員、受託業者とともに、再委託業者を同行させた合同現地踏査を実施し情報を共有すること、また、受託業者と再委託業者間で正確な情報を確認するため、二重チェックで対応できる方法を業務計画書等に記載させることとしている。

今後、所管課においては、監督員は、同様の場合、現場に

てピンを打つなどその位置を明確に指示するとともに、一部業務において再委託が行われる場合には、受託業者に対し、再委託業者の履行状況についても、十分に注意を払うことなど適切な指導を行い、更なる事故防止に努められたい。